業については、売上総利益金額）に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準（以下この項において「分割基準」という。）により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

第三十五条の十三第一項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

第三十五条の二十第二項第二号中「十五分の三」を「三十分の七」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「三十分の三」に改める。

第三十六条の八第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。

第三十七条の九の十中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第四十八条の九の二第四項中「百分の十八」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四）」を加え、同条第八項中「おいて、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三百十四条の八の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十中「第五項」を「第六項」に、「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「中「法」を「中「」に、「あるのは「法」を「あるのは「」に改め、「同条第六項」の下に「中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項」を加え、「読み替える」を「「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替える」に改める。

第四十八条の十の三中「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「中「法」を「中「」に、「あるのは「法」を「あるのは「」に改め、「同条第六項」の下に「中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項」を加え、「読み替える」を「「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替える」に改める。

第四十八条の十三第十項中「以下この項において同じ。）又は」を「第二号において同じ。）又は」に、「以下この項において同じ。）」を「第二号において同じ。）」に、「第十五項、第二十二項及び第二十五項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「この項及び第二十一項」を「この条及び第四十八条の十五の五第四項」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に、「以下この項に」を「次号に」に改め、同条第三十一項中「おいて、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十五の四第三項中「以下この項」を「第一号」に、「同条第一項」を「法人税法第二条第十二号の六の七」に、「）が同項」を「次条第四項において同じ。）が法第三百二十一条の十一の三第一項」に改める。

第四十八条の十五の五の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第三百二十一条の八第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「修正申告書」を「増額更正」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、「の提出」を削り、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百二十一条の十二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第四十九条の十二第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。

第五十一条の十五の九中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一項第一号」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十三条第一項第一号」に改める。

第五十二条の二第一項中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。）であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

第五十二条の十三の二を第五十二条の十三の四とし、第五十二条の十三の次に次の二条を加える。

（法第三百四十九条の三の四の者等）

第五十二条の十三の二　法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第三百四十九条の三の四に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第三項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二　被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三　前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四　第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び次条第一項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人